

境港市国民保護計画（変更案）の概要

はじめに

- 計画の根拠 国民保護法、その他関連法律及び国際人道法
平成29年6月に変更された鳥取県国民保護計画にそって、境港市の計画を見直したもの
- 計画の目的 有事の際などにおける境港市にいる全ての人の保護
- 計画の範囲 平素の段階から復旧・復興段階まで
他（県）市町村からの避難住民受入（避難受入段階の計画）
- 基本的方針 基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、指定（地方）公共機関の自主性の尊重、国民に対する情報提供、避難行動要支援者等の保護等
- 安全の確保 国民保護措置を行う人の安全の確保
- 計画の対象 「新たな脅威」へも対応。将来の情勢変化への備え
- 意見の提出 状況に応じ主動的に対応、計画についても随時修正

用語の定義

計画で使用する用語の定義について示す。

計画本文

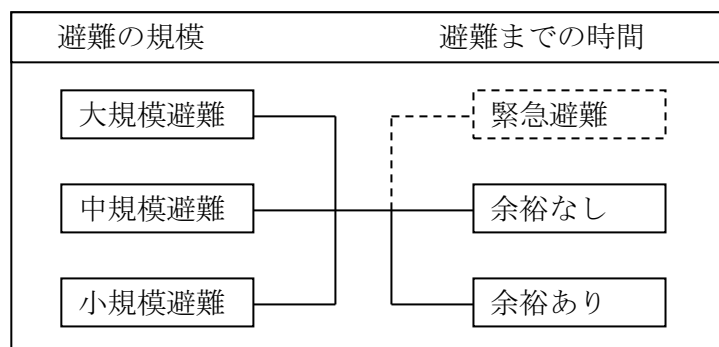
第1章 総括（攻撃の想定及び避難等の態様）

計画の前提となる状況を示す。

1 この計画が対象とする事態

事態	定義
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

事態の類型により、想定している避難タイプにあわせて、避難、救援、被害の最小化を行う。



※避難の規模（大・中・小）と避難までの時間（余裕あり・なし）により6タイプを想定

2 国民保護実施の体制

国及び県の国民保護実施の体制と、その中での市の位置を示す。

3 境港市の地域特性が国民保護に及ぼす影響

境港市は三方を海等の水域で囲まれており、冬季は積雪等もあり交通に制限が発生する。また、高齢化率も30%を超えている。このため、国民保護の実施に当たっては、これら地域特性を考慮する必要があることを示す。

第2章 救援等国民保護措置の概要（計画）

状況を受けて、県計画を基に市の国民保護の基本的な構想を示す。

1 方針

市は、的確かつ迅速な国民保護措置等の実施と総合調整により、国民の生命、身体、財産を保護する。

この際、平素からの体制整備、県及び関係機関との連携、情報の早期入手、住民等への情報周知の徹底を重視する。

2 実施要領

(1) 国民保護措置については8段階に区分

各段階における構想、庁内各部署の処理すべき事務又は業務の大綱、活動要領の詳細などについては、別紙第2「平素の段階の計画」～別紙第9「避難受入段階の計画」に示す。

区分	段 階	別紙	概 要
平 素	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する期間	2	情報収集、実施体制の整備、避難施設の指定、訓練、備蓄、啓発等
事 態 へ の 対 処	緊急 避難	3	①武力攻撃災害への対処 ②住民の緊急避難・救援 ③N B C R災害への対処
	避難 準備	4	①住民の避難・救援の準備 ②武力攻撃災害の予防、対処準備 ③国民保護対策本部設置、関係機関との連絡調整等
	避難	5	①住民の避難の実施 ②避難住民等の救援の準備 ③武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処 ④警報の発令、避難の指示等
	避難 生活	6	①避難住民等の救援の実施 ②武力攻撃災害の対処準備及び対処 ③避難住民等への情報提供等
	復帰	7	①住民の復帰の実施 ②避難指示の解除、国民保護対策本部廃止等
	避難 受入	9	①受入住民等の救援の実施 ②武力攻撃災害の対処準備及び対処 ③受入住民等への情報提供等
生活再建	避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間	8	①復旧の実施による県民生活の早期安定 ②復興の実施による県民生活の再建

(2) 国民保護措置の中心である①避難、②救援、③武力攻撃に伴う被害の最小化、④国民生活の安定に関する措置の基本的事項

① 避難

- ・ 警報の通知・伝達
- ・ 警報の解除の通知・伝達
- ・ 避難の指示の通知・伝達
- ・ 避難実施要領の策定及び伝達、避難住民の誘導
- ・ 避難の指示の解除の通知・伝達
- ・ 復帰

② 救援

- ・ 収容施設の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療の提供及び助産

- ・ 被災者の捜索及び救出
 - ・ 埋葬及び火葬
 - ・ 電話その他の通信設備の提供
 - ・ その他
- ③ 武力攻撃に伴う被害の最小化
武力攻撃による災害への対処、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定など
- ④ 国民生活の安定に関する措置
生活関連物資等の価格の安定、ライフライン等の確保など

第3章 国及び関係機関の事務又は業務

全体の構想を受けて、庁内各部署及び県内各機関等が実施すべき業務を示す。

1 県及び関係機関の事務又は業務

県及び各機関（指定地方行政機関、自衛隊、指定（地方）公共機関）の実施すべき事務等を示す。また、市が実施する国民保護措置について、県国民保護対策本部長が総合調整を行うことを示す。

2 事務の委託、委任

- (1) 市の行政機能が麻痺した場合の、市事務の県又は他市等への委託について示す。
- (2) 県から市への救援事務の委任について示す。

3 事務の代行

市が国民保護措置を行うことができなくなったときの、県による代行について示す。

第4章 国民保護措置の基本的な実施内容

国民保護の各業務について、基本的事項及び各段階の共通事項を示す。

1 補給支援

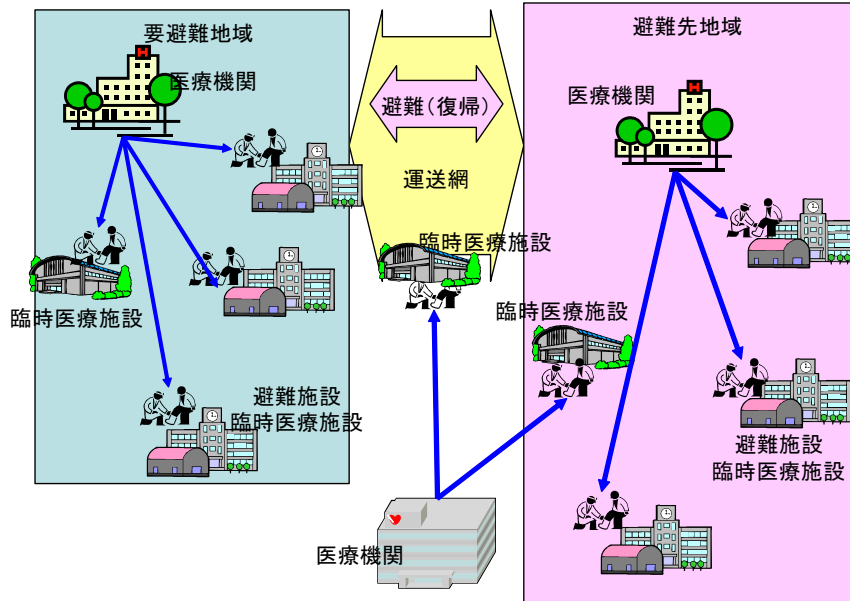
- (1) 補給の基本的事項
市は、平素から補給必要量を決定し、取得の上、補給支援組織を経由して避難住民に配布する。
- (2) 補給支援組織
 - ① 緊急物資集積地域：県東・西部地区に設定。空路、海路、陸路からの緊急物資を集積
 - ② 緊急物資集積所：各避難所等に対する物資補給基地として、避難先地域に設定
 - ③ 補給支援センター：緊急物資集積地域、緊急物資集積所の補給及び運送の管理運営
 - ④ 補給幹線：緊急物資集積地域と緊急物資集積所を結ぶ主要な路線
- (3) 補給品
食品、飲料水、燃料などの特性と取得・配分業務
- (4) 補給品の確保
特定物資の売渡し要請、収用、保管命令等

2 運送

- (1) 運送の一般的要領
平素、警報発令、避難指示の各段階において実施すべき業務のフローを示す。
- (2) 運送手段
道路、鉄道、海路、空路の長・短所、選定上の留意事項を示す。
- (3) 運送に際し決定すべき計画等
運送に関する県の計画を受けて、市で定めるべき事項を示す。
- (4) 避難行動要支援者の運送
避難行動要支援者の避難及び運送について必要な事項及び県との調整について示す。

3 衛生

(1) 衛生支援組織の構成



(2) 治療、搬送

- ① 治療：第一線救護（救急処置）、臨時医療施設（応急処置）、病院治療（専門治療）
- ② 搬送：最適の治療を目的とし、能率的な搬送、適切な搬送手段の選択と確保を実施

(3) 防疫

予防接種、検査、消毒、診療などにより感染症、食中毒を予防

(4) その他

医療の確保、健康管理、廃棄物処理などの基本的事項を示す。

4 施設

県が国民保護措置上必要な施設を指定するにあたり、市の地域防災計画で指定された施設の活用を示す。

5 財政措置等

(1) 予算

財政需要の把握、財源の確保と迅速な予算執行。必要に応じ予算措置

(2) 財務会計

迅速な費用の出納と物品の購入

(3) 公的徴収金の減免

被災者に対する市税その他公的徴収金の減免、徴収猶予

(4) 国民保護措置に伴う補償、費用支弁等

収用等による損失補償、国民保護措置に協力して負傷した者の損害補償、国民保護措置に要する費用の支弁など

6 備蓄、救援物資

(1) 備蓄

住民及び事業所等に対する3日分の飲食物の備蓄啓発

レトルト、粉ミルク、離乳食、お粥等（アレルギー対応を含む）の備蓄

(2) 救援物資

救援物資の需給の把握、公表及び受入れ、仕分け、配送などの体制整備

7 人に関すること

(1) 職員の派遣とあっせん

市職員の動員、職員派遣・あっせん及び県等への職員派遣・あっせん要請等

(2) 武力攻撃災害等による死亡者の取扱い

死亡者取扱いの留意事項、業務及び埋葬・火葬の手続き

8 国及び関係機関との連携

- (1) 県、他市町村、指定（地方）公共機関等との連携、相互応援協定の整備等

(2) 緊急消防援助隊、自衛隊の国民保護等派遣の依頼・要請等

9 情報の提供と相談窓口

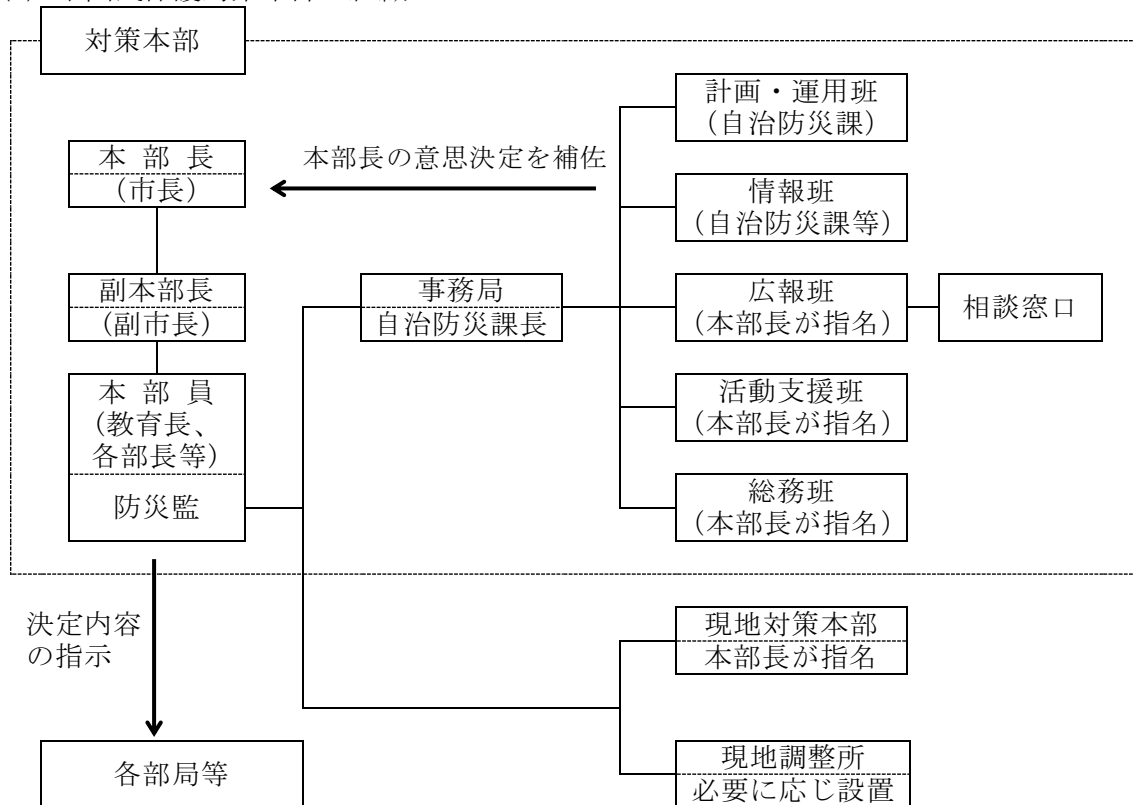
広報センターを設置し、住民に対する情報提供と相談を一元的に実施

第5章 国民保護対策本部等、通信

国民保護措置を実施する組織及びその通信について示す。

1 境港市国民保護対策本部

(1) 市国民保護対策本部の組織



(2) 所掌事務

本部長、副本部長、本部員、事務局等の配置及び職務等

(3) 設置

対策本部の設置の指定を受けて庁舎第1会議室に設置

(4) その他

本部長の権限、現地対策本部の設置、対策本部の運営、警戒、移転等

2 職員等の活動体制

配備体制基準に基づく、市職員の動員体制を示す。

基準	体制	配備の基準（時期）
レベル1 平時（Green）	自治防災課又は 当直	24時間常時情報収集
レベル2 注意体制 （Blue）	情報連絡室の設 置（情報収集態勢 の強化）	1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 2 県の情報連絡室が設置されたとき。 3 各省庁からなる国の緊急参集チームが参集されたとき。
レベル3 警戒体制（1） （Yellow）	緊急対応チームの設 置（関係職員）	1 県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、防災監が必要と認めたとき。 2 国の事態対処専門委員会が開催され、県が体制を取ったとき。
レベル4 警戒体制（2） （Orange）	警戒本部の設置 （国民保護措置 の準備）	1 県外で警戒が発令されたとき。 2 国の国家安全保障会議の緊急大臣会合が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、県が体制をとったとき又は市長が必要と認めたとき。

レベル5 非常体制 (Red)	危機管理対策本部の設置	1 県内で警報が発令されたとき。 2 市対策本部設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
	国民保護対策本部の設置	国から市が対策本部設置の指定を受けたとき。

3 県の対策本部等

- (1) 指定地方公共機関は国民保護措置に必要な組織などを整備
- (2) 国・県・市の対策本部、関係機関等の連携

4 市緊急対処事態対策本部

緊急対処事態の際は、市国民保護対策本部に準じて市緊急対処事態対策本部を設置

5 通信

- (1) 通信の系統、運用及び通信組織の構成、維持、運営等について示す。
- (2) 通常時の情報伝達手段及び非常通信について定める。

第6章 その他

1 住民、事業所等の協力等

- (1) 市民は、国民保護措置に関し援助を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な援助を行うように努める。市は、住民に援助を要請する場合は、安全確保に配慮する。
- (2) 市民、自主防災組織、事業所等に期待する取組について定める。

2 普及啓発

市民への啓発及び自主防災組織、ボランティアへの支援について示す。

3 国民保護訓練等

市が参加又は実施する国民保護訓練について示す。

4 文化財の保護

重要文化財等に関する命令や国宝等の被害を防止するための措置などについて示す。

5 赤十字標章等及び特殊標章等

医療関係者などが使用する赤十字標章、国民保護関係者などが使用する特殊標章の取扱いなどについて示す。

具体的な行動計画

別紙第1「情報計画」

情報収集活動に必要な体制、運用、業務に関する計画

1 情報

- (1) 平素から生活再建までの各段階において収集すべき情報と収集の担任を定める。
- (2) 情報活動の過程（情報の収集→処理→使用等）及び情報収集体制の整備について示す。

2 安否情報、被災情報

情報の中でも最も重要な安否情報、被災情報について、収集、報告などの要領を示す。

3 その他

国民保護措置に使用する報告、通報の要領について示す。

別紙第2「平素の段階の計画」

平素における計画作成、訓練等や事態認定前の初動対応に関する計画

1 住民の避難の準備

被害想定に基づき、運送必要量の見積、運送計画の策定、運送体制の整備を図る。

2 避難住民等の救援の準備

救援を行うため、必要な資機材の充実、十分な整備及び点検などを準備する。

3 武力攻撃災害の予防、対処準備

危険物質等による災害発生の防止をするため、危険物資等の保管、種類、量等について経常的に把握する。

4 その他

情報の収集、実施体制の整備、避難施設の指定、訓練、啓発などに努める。

別紙第3「緊急避難段階の計画」

時間的余裕のない場合等における緊急避難に関する計画

1 武力攻撃災害への対処

- (1) 情報収集、関係機関・団体等との連携
- (2) 市国民保護対策本部の設置
- (3) 被災者の救助、汚染拡大防止などの実施
- (4) 市の能力を超える場合（武力攻撃災害が大規模、特殊等）は速やかに応援を要請

2 住民の緊急避難

退避の指示、警戒区域の決定、緊急の避難の指示等を行う。
屋内避難など、攻撃の種類により避難の方法が異なる。

3 避難住民等の緊急救援

- (1) 攻撃に使われた物質を特定し、必要な場合除染を行う。
- (2) 安全が確認された後、医療救援を行う。

4 その他

NBCR災害、武力攻撃原子力災害への対処などについて定める。

別紙第4「避難準備段階の計画」

国民保護措置実施準備、住民等への指示等の避難準備に関する計画

1 住民の避難の準備

避難指示の際は、速やかに避難が実施できるよう必要な確認及び準備を完了する。
(運送幹線、運送手段等の状況確認、準備等)

2 避難住民等の救援の準備

救援指示の際は、速やかに救援が実施できるよう必要な確認及び準備を完了する。
(補給品の購入準備・確保、避難所・臨時医療施設の提供準備等)

3 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施する。
(生活関連施設の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止等)

4 その他

市国民保護対策本部の設置など国民保護体制への移行、関係機関との連絡調整、教育施設の避難・救援の準備、特殊標章の交付等

別紙第5「避難段階の計画」

避難手段等の確保、避難先の準備等の避難実施に関する計画

1 住民の避難の実施

- (1) 要避難地域の市町村が実施する住民の誘導を的確かつ迅速に支援する。
- (2) 県内の関係機関・団体が実施する国民保護措置を総合的に推進し、速やかに避難を完了する。
 - ① 運送計画の完成と運送力の確保
 - ② 市町村が実施する住民の避難誘導の支援
 - ③ 交通規制の実施

2 避難住民等の救援の準備

- (1) 避難先地域の市町村、関係機関・団体と協力し、避難住民の受入準備を完了するとともに、順次避難住民に対する救援を開始する。
- (2) 避難経路における住民に対し市町村が実施する食品、飲料水、医療の提供などを支援する。
 - ① 補給品の取得、緊急物資集積地域等への一次集積及び市町村等への運送、配分
 - ② 避難所の開設、医療の実施など

3 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

住民の避難誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施する。

4 その他

警報の発令、避難の指示、生活関連物資等の価格安定及びライフラインの確保等

別紙第6「避難生活段階の計画」

救援や安否情報収集等の避難先での住民生活の確保等に関する計画

1 避難住民等の救援の実施

避難先地域の市町村及び関係機関・団体の協力を得て、的確かつ迅速に避難住民に対する救援を実施する。

- (1) 食品、飲料水、生活必需品などの補給必要量の把握、補給品の取得、運送、配分
- (2) 医療の提供、避難所の防疫等
- (3) 避難所などの提供、維持管理
- (4) 安否情報の収集、提供

2 武力攻撃災害の対処準備及び対処

武力攻撃災害の対処準備を継続し、武力攻撃災害発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施する。

3 住民生活の安定確保

生活関連物資等の価格安定、ライフラインの確保、避難住民等の雇用の確保、防犯等

4 その他

住民の再避難・復帰の準備、避難住民等への情報提供、避難児童・生徒の教育等

別紙第7「復帰段階の計画」

避難住民復帰計画の作成等の避難住民の復帰に関する計画

1 住民の復帰の実施

市は、避難指示の解除後、県の復帰支援を受けつつ避難住民の復帰を円滑に行い、避難生活の解消を図る。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視する。

2 その他

避難指示の解除、市国民保護対策本部の廃止、応急復旧などについて定める。

別紙第8「生活再建段階の計画」

ライフライン関係の復旧や生活復興等の復旧・復興に関する計画

1 生活再建の実施

(1) 復旧段階

市は、武力攻撃事態の状況が終息した後は、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い日常生活の安定を図る。

この際、ライフライン関係の復旧を重視する。

(2) 復興段階

市は、復帰後、地域住民相互の助け合いを促進し、自助・共助・公助の連携による「地域協働復興」を進め、「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、県民生活の再建を速やかに進める。

この際、暮らしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した希望ある産業の創造を重視する。

2 その他

復旧、復興対策本部の設置について定める。

別紙第9「避難受入段階の計画」

受入地域の決定等の他都道府県からの避難住民受入に関する計画

1 受入住民等の救援の実施

「別紙6：避難生活段階」に準じて、受入住民の救援を行う。

2 武力攻撃災害の対処準備及び対処

「別紙6：避難生活段階」に準じて、武力攻撃災害の対処準備及び対処を行う。

3 その他

「別紙 6：避難生活段階」に準じて、受入住民の再避難・復帰の準備などを行う。

新旧比較表の記載について

1 記載省略

- (1) 新旧比較表の旧において、部課名等の変更のみで記載内容に変更がない場合は「記載省略」としている。
- (2) 図及び表については、変更がない場合「図記載省略」又は「表記載省略」としている。

2 担当部局名の記載要領等

旧では、処置等が必要な場合の担当を課名で記していたが、境港市国民保護対策本部を設置した場合の組織に準じて担当を事務局又は部名（※）で記している。

※ 1 対策本部要員である各部長等が隸下各課を指揮統制し円滑に業務を行うため

2 部に割り当てることにより、部内各課の相互協力体制を強化するため。

- ・ 事務局：自治防災課及び各班（各課等の応援職員で本部長が指名）
対策本部開設後、自治防災課は他部課等からの増強要員とともに事務局となり、防災監の指揮統制を受ける。
- ・ 総務部：総務課、秘書課、財政課、地域振興課、出納室、議会事務局、監査委員事務局、選管事務局を含む。
- ・ 市民生活部：市民課、環境衛生課、税務課、収税課
- ・ 福祉保健部：福祉課、長寿社会課、子育て支援課、健康推進課
- ・ 産業部：観光振興課、農政課、水産商工課、農委事務局
- ・ 建設部：管理課、都市整備課、建築営繕課、下水道課
- ・ 教委事務局：教育総務課、生涯学習課